等関連紛争」に改め、同条第六項中「、加入銀行」を「、加入銀行業関係業者」に改め、同項第一号から第三号までの規定中「加入銀行」を「加入銀行業関係業者」に改め、同項第四号中「加入銀行」を「加入銀行業関係業者」に、「銀行業務関連紛争」を「銀行業務等関連紛争」に改める。

第五十二条の六十八第一項中「加入銀行」を「加入銀行業関係業者」に改め、同条第二項中「銀行業務等関連苦情」を「銀行業務関連苦情」に、「加入銀行」を「加入銀行業関係業者」に改める。

第五十二条の七十中「加入銀行」を「加入銀行業関係業者」に改める。

第五十二条の七十二中「加入銀行」を「加入銀行業関係業者」に、「銀行業務関連苦情」を「銀行業務等関連苦情」に改める。

第五十二条の七十三第一項中「加入銀行」を「加入銀行業関係業者」に、「銀行業務関連紛争」を「銀行業務等関連紛争」に改め、同条第三項第二号中「銀行業務」を「紛争解決等業務の種別が銀行業務である場合にあつては銀行業務、紛争解決等業務の種別が電子決済等取扱業務である場合にあつては電子決済等取扱業務」に改め、同条第四項ただし書中「加入銀行」を「加入銀行業関係業者」に、「銀行業務等関連紛争」を「銀行業務等関連紛争」に改め、同条第八項中「加入銀行」を「加入銀行業関係業者」に改め、同条第九項第一号及び第二号中「銀行業務関連紛争」を「銀行業務等関連紛争」に改める。

第五十二条の七十四及び第五十二条の七十五第一項中「銀行業務関連紛争」を「銀行業務等関連紛争」に改める。

第五十二条の七十六（見出しを含む。）中「加入銀行」を「加入銀行業関係業者」に改める。

第五十二条の七十八第一項中「第五十二条の六十三第一項各号」を「第五十二条の六十三第一項第二号から第四号まで」に改める。

第五十二条の七十九第一号中「銀行」を「銀行業関係業者」に改める。

第五十二条の八十一第二項、第五十二条の八十三第三項及び第五十二条の八十四第三項中「加入銀行」を「加入銀行業関係業者」に改める。

第七章の六を第七章の七とする。

第五十二条の六十一の五第一項第一号ハ⑵中「（昭和二十二年法律第百三十二号）」を削り、同号ハ⑶中「（昭和二十三年法律第二百四十二号）」を削り、同号ハ⑷中「（昭和二十四年法律第百八十三号）」を削り、同号ハ⑸中「第八十九条第七項」を「第八十九条第九項」に改め、同号ハ⑹中「（昭和二十八年法律第二百二十七号）」を削り、同号ハ⑼中「許可」を削り、同号ニ⑼中「農業協同組合法」を「この法律、農業協同組合法」に、「⑻まで」を「⑼まで」に改め、同号ニ⑼を同号ニ⑽とし、同号ニ⑻を同号ニ⑼とし、同号ニ⑴から⑺までを同号ニ⑵から⑻までとし、同号ニに⑴として次のように加える。

⑴　第五十二条の六十の二十三第二項の規定による電子決済等代行業の廃止の命令

第五十二条の六十一の五第一項第二号ロ⑸中「⑼まで」を「⑽まで」に改める。

第五十二条の六十一の八第一項及び第五十二条の六十一の十第一項中「第二条第十七項各号」を「第二条第二十一項各号」に改める。

第五十二条の六十一の二十六中「（平成十八年法律第四十八号）」を削る。

第七章の五を第七章の六とし、第七章の四の次に次の一章を加える。

第七章の五　電子決済等取扱業

第一節　通則

（登録）

第五十二条の六十の二　内閣総理大臣の登録を受けた者は、第五十二条の三十六第一項の規定にかかわらず、電子決済等取扱業を営むことができる。

（登録の申請）

第五十二条の六十の三　内閣総理大臣の登録を受けようとする者（次条第二項及び第五十二条の六十の六において「登録申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した登録申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一　商号及び住所

二　資本金の額

三　電子決済等取扱業を営む営業所の名称及び所在地

四　役員（外国電子決済等取扱業者にあつては、外国の法令上これと同様に取り扱われている者及び日本における代表者を含む。第五十二条の六十の六第一項第九号、第五十二条の六十の八第三項及び第五十二条の六十の二十三第三項において同じ。）の氏名

五　委託銀行の商号

六　電子決済等取扱業の業務の内容及び方法

七　その他内閣府令で定める事項

2　前項の登録申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　第五十二条の六十の六第一項各号（第四号を除く。）のいずれにも該当しないことを誓約する書面

二　定款及び登記事項証明書（これらに準ずるものを含む。）

三　その他内閣府令で定める書類

（登録の実施）

第五十二条の六十の五　内閣総理大臣は、第五十二条の六十の三の登録の申請があつたときは、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、次に掲げる事項を電子決済等取扱業者登録簿に登録しなければならない。

一　前条第一項各号に掲げる事項

二　登録年月日及び登録番号

2　内閣総理大臣は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

3　内閣総理大臣は、電子決済等取扱業者登録簿を公衆の縦覧に供しなければならない。

（登録の拒否）

第五十二条の六十の六　内閣総理大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は第五十二条の六十の四第一項の登録申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一　株式会社又は外国電子決済等取扱業者（国内に営業所を有する外国会社に限る。）でないもの

二　外国電子決済等取扱業者にあつては、日本における代表者（国内に住所を有するものに限る。）を定めていない法人

三　電子決済等取扱業を適正かつ確実に遂行するために必要と認められる内閣府令で定める基準に適合する財産的基礎を有しない法人

四　電子決済等取扱業を適正かつ確実に遂行する体制の整備が行われていない法人

五　他の電子決済等取扱業者が現に用いている商号と同一の商号又は他の電子決済等取扱業者と誤認されるおそれのある商号を用いようとする法人

六　次に掲げる処分を受け、その処分の日から五年を経過しない法人

イ　第五十二条の五十六第一項の規定による第五十二条の三十六第一項の許可の取消し

ロ　農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第九十二条の四第一項において準用する第五十二条の五十六第一項の規定による同法第九十二条の二第一項の許可の取消し

ハ　水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第百八条第一項（特定信用事業代理業に関する銀行法の準用）において準用する第五十二条の五十六第一項の規定による同法第百六条第一項（許可）の許可の取消し

ニ　協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）第六条の四の二第一項（信用協同組合代理業者等についての銀行法の準用）において準用する第五十二条の五十六第一項の規定による同法第六条の三第一項（信用協同組合代理業の許可）の許可の取消し